

公示番号：180200

国名：アフリカ地域

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：途上国での農業金融における Fin Tech の活用に関する情報収集・確認調査  
(農村地域における ICT 利用)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農村地域における ICT 利用
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月中旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.00M/M、現地 1.67M/M、合計 3.67M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
20日	50日	20日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月7日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 44点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	農村地域における ICT 利用に係る各種調査
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

開発途上国の多くでは農業従事者が労働人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住していることから、農業・農村開発が貧困削減や経済成長に果たす役割は大きい。金融サービスへのアクセスが限定的であることが、安定的な成長の一つの阻害要因となっている<sup>1</sup>。

そのような中、「FinTech（フィンテック）」と称されるモバイル決済に代表される ICT 技術を活用した新たな金融サービスは、開発途上国、特に銀行口座を持たない小規模農家等の金融アクセスを改善する可能性を秘めている。全世界で銀行口座を保有していない人が17億人に上る一方で、その3分の2は携帯電話を有し<sup>2</sup>、6億9千万のモバイル送金のアカウントが存在<sup>3</sup>している。今や多くの開発途上国において銀行口座を持たなくとも送金が可能なモバイル送金は社会生活のインフラとなっており、ケニアの「M-PESA（エムペサ）」と呼ばれるモバイル送金・融資サービスをはじめ、アフリカにおいても FinTech 企業が次々と参入している状況にある<sup>4</sup>。

安定的な農業・農村開発を阻害するもう一つの要因として農業の気候変動に対する脆弱性が挙げられる<sup>5</sup>。異常気象による不作リスクを緩和する方策である農業保険の中でも、損害査定費用・時間、モラルハザード等従来型の農業保険の課題を打破するインデックス型保険が近年注目を集めており<sup>6</sup>、アフリカにおいても試行的な取り組みが行われている。

かかる背景を踏まえ、本調査は農業保険と金融アクセスの農業・農村開発への貢献可能性を分析するものである。

## 7. 業務の内容

本調査はアフリカの農村地域における携帯電話等情報通信技術（ICT）を活用した金融サービスの展開に関する現状・課題を分析するとともに、農業保険（天候インデックス型保険を含む）に対する農家の選好を調査する。これらから農業分野における FinTech の導入可能性やこれを促進する開発協力の概要を検討するものである。併せて、本邦企業、とりわけ中小企業の参入機会や可能性について分析する。

本業務の業務従事者は、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の

<sup>1</sup> Agriculture for Development（世界銀行）、Innovations in Rural and Agriculture Finance（IFPRI、世界銀行）他

<sup>2</sup> The Global Findex Database 2017（世界銀行）

<sup>3</sup> 2017 State of the Industry Report on Mobile Money（GSMA）

<sup>4</sup> ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ共和国、ウガンダ、タンザニア等（2017年、JETRO 報告書）

<sup>5</sup> Declaration of the World Summit on Food Security（FAO）

<sup>6</sup> Effectiveness of Insurance for Disaster Risk Reduction and Climate Change Adaption: Challenges and Opportunities（IGES）、天候インデックス保険の可能性と課題（IDE-JETRO）他

調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2018年8月中旬～9月上旬）

- ①既存の文献、報告書等をレビューし、アフリカの農村地域における携帯電話等情報通信技術（ICT）を活用した金融サービスの現状・課題を分析する。
- ②FinTech 関連の本邦中小企業に対し、アフリカ進出に向けた関心事項・課題等について聞き取りを行う。また各企業の製品・技術の特長を確認する。
- ③上記①及び②を踏まえ、中小企業等が有する技術の活用可能性の観点から、調査対象国を提案する。なお調査対象国はアフリカ地域からエチオピアを含む3か国とする。
- ④現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑤現地業務派遣に関する打合せに参加する。

（２）現地業務期間（2018年9月上旬～9月下旬の20日、11月上旬～中旬の15日、12月上旬～中旬の15日）

- ①JICA 事務所等との打合せに参加する。
- ②上記（１）①で収集した情報を基に以下に係る情報収集を行う。
  - ア）既存の ICT を活用した金融サービス提供企業の業務（サービス内容、ユーザー数、費用、利用可能機種等）・課題等
  - イ）対象国の ICT を活用した金融サービスの政策上の位置づけ、導入・普及に関する方向性
  - ウ）上記ア）、イ）を踏まえた、対象国における製品・技術ニーズ
- ③他団員が立案する農家の農業保険の選好に関する質問票調査の実施を支援する。具体的には以下のとおり。
  - ア）エチオピア（2018年9月上旬～9月下旬の20日）において、「実験デザイン／調査結果分析」、「分析プログラム構築」団員が現地調査補助員（JICA事務所が傭上）に対して行う指示・指導の内容を把握する。
  - イ）他の2か国において、JICA が傭上する現地調査補助員に質問票調査手法等の指示・指導を行う。また現地調査には参団しない他調査団員（研究機関所属）に対して、必要に応じ調査状況等の情報共有を行う。

（３）帰国後整理期間（2019年2月中旬～3月中旬）

- ①前項（２）②及び③の調査結果から（③の質問票調査の分析は他団員が行う）、農業分野における FinTech の導入可能性、本邦中小企業の参入機会や可能性を分析する。また、JICA での打合せに参加し、これらを促進する開発協力の概要を検討する。
- ②JICA が開催する本調査結果に係る本邦企業等向けセミナーの開催を支援する（担当業務に関する発表、開催記録の作成等）。
- ③担当分野に係る報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書（和文 3 部）

担当分野に係る報告書（案）（和文）を添付し、2019 年 2 月 15 日までに提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICA より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

### (1) 農家の選好を調査する手法

本調査では（修正）コンジョイント分析法（仮想的選択実験法）を用いた質問票調査を行う予定です。質問票の作成及び回答の分析は他の団員が行いますので、本件業務従事者に同分析法の知見は不問とします。ただし、7.（2）③の業務に関し、一般的な社会調査の経験を有している場合には、評価において考慮します。

### (2) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地業務期間は 2018 年 9 月上旬～下旬（20 日）、11 月上旬～12 月中旬（30 日）を予定しています。

他調査団員（含む JICA の調査団員）は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。また、エチオピア以外の 2 か国では、他調査団員は現地調査を行わない予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 農村地域における ICT 利用（本業務従事者）
- イ) 実験デザイン／調査結果分析（研究機関所属）
- ウ) 分析プログラム構築（研究機関所属）
- エ) 調査企画（JICA）

#### ③便宜供与内容

JICA 現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（農業保険選好調査に関しては、他調査団員及び現地傭人の調査期間については、同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし（必要に応じて事務所内スペースを提供）

(3) 配布資料

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上